

調布市男女共同参画推進団体活動費補助金

募集要項

目的

男女共同参画推進に関する活動を行う団体に対し、その活動に係る経費の全部又は一部を補助することにより、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的としています。

補助対象活動

男女共同参画推進に関する活動で、1の年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）内で終了する次の各号のいずれかに該当するものとします。ただし、同一活動については、通算して3回までを上限とします。

- (1) 男女共同参画推進に関する講座又は講演会で次に掲げる要件を満たす活動
 - ア 自ら企画した活動であること。
 - イ 市内において当該団体の構成員以外でおおむね20人以上の市民の参加を対象とする活動であること。
 - ウ 活動を実施するに当たり、可能な範囲で託児が実施できる活動であること。
- (2) 男女共同参画推進に関する機関紙等を作成し、配布する活動で、当該団体の構成員以外でおおむね100人以上の市民を対象に無償配布するもの。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める活動。

補助対象団体

補助金の交付対象となる団体（以下「交付対象団体」という。）は、補助対象活動を行う団体で、次の各号に掲げる要件に該当するものを対象として

います。

- (1) 構成員が5人以上で、半数以上が市内在住者であること。
- (2) 代表者が市内在住者であること。
- (3) 活動拠点を市内に有すること。
- (4) 営利活動を目的とした団体でないこと。
- (5) 過去に行った補助対象活動について、当該補助対象活動以外の活動を行い、参加者等からその内容等についての苦情が寄せられる等交付対象団体として適当でないと認められる団体でないこと。

補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、補助対象活動の運営に要する経費のうち次の各号に掲げる経費とします。

- (1) 講師謝礼、協力者謝礼、手話通訳者謝礼等の報償費
- (2) 印刷代、消耗品の購入費等の一般需用費
- (3) 郵送料等の役務費
- (4) 物品借上料、会場使用料等の賃借料又は使用料

補助金額

補助金の額は、予算の範囲内において前項に規定する補助対象経費の実支出額とします。ただし、算出した額に1、000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。また、1団体につき5万円を限度とします。

その他

- (1) 補助金を利用して実施した事業で起こった事故、その他の損害について、市は責任を負いかねます。必要に応じて保険加入等の検討をお願いいたします。
- (2) 保育を実施する場合は、(1)のほか、保育者の人数、資格の有無、場所の配慮をお願いいたします。

申 請

☆対象期間☆

補助金の対象となる活動の期間は、４月から翌年３月までの１年間です。

☆申請方法☆

男女共同参画推進団体活動費等補助金交付申請書に必要書類を添付して、男女共同参画推進センター窓口を持参してください。

土・日・祝日及び休館日（第３月曜日。ただし、祝日の場合は、直後の平日）の受付はできませんのでご注意願います。また、受付時間は、午前８時３０分（初日は午前９時）から午後５時１５分までです。

〒182-0022 調布市国領町２－５－１５

市民プラザあくろす３階 男女共同参画推進センター

電話042-443-1213 FAX042-443-1212

E-mail : danjyo@city.chofu.lg.jp

☆申請書類☆

- (1)交付申請書（第１号様式） (2)活動計画書（第２号様式）
(3)活動収支予算書（第３号様式） (4)会員名簿 (5)団体規約

☆その他☆

先着順で受付し、予算の範囲内で補助金を交付します。同一年度内に２度以上申請をする場合は、別途基準に基づき受付いたします。詳細はお問い合わせください。

補助金交付までの流れ（概略）

